

## 大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町まちづくり応援規則(平成29年大口町規則第15号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号に規定する大口町元気なまちづくり事業に対する助成金(以下「大口町元気なまちづくり事業助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象要件)

第2条 大口町元気なまちづくり事業助成金は、規則第2条に規定する住民団体(以下「住民団体」という。)が実施する規則第3条第1号に規定する事業(以下「助成事業」という。)に対し交付するものとする。

2 大口町元気なまちづくり事業助成金の種類は、次に掲げる区分とする。

- (1) 初動支援事業助成金 新規住民団体の発足及び既存団体の活性化並びにマルチパートナーシップの取組を支援する助成金
- (2) まちづくり支援事業助成金 住民団体の自立及び活動の継続を支援する助成金

3 前項の大口町元気なまちづくり事業助成金の対象要件は別表第1のとおりとする。

4 その他、別表第1に該当しない事項については、町長が定めるものとする。

(対象経費)

第3条 大口町元気なまちづくり事業助成金の対象経費は、助成事業の実施に係る経費について必要最低限度の額とし、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

第4条 大口町元気なまちづくり事業助成金の交付を受けようとする住民団体(以下「申請団体」という。)は、大口町元気なまちづくり事業助成金交付申請書(様式第1)を町長に提出しなければならない。

(審査等)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、大口町元気なまちづくり事業助

成金の交付の適否及び助成金の額について別表第3により審査するものとする。  
この場合において、第2条第2項第2号の助成金に係る大口町元気なまちづくり事業助成金交付申請があったときは、大口町まちづくり活動促進委員会（大口町まちづくり活動促進委員会設置条例（平成29年大口町条例第8号）に規定する大口町まちづくり活動促進委員会をいう。以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により意見を求められたときは、別表第3により審査し、その結果を町長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、大口町元気なまちづくり事業助成金の交付目的を達成するため必要があるときは、条件を付し、町長に助言することができる。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定により審査し、適当と認めたときは、大口町元気なまちづくり事業助成金交付決定通知書（様式第2）を、不交付としたときは、大口町元気なまちづくり事業助成金不交付決定通知書（様式第3）をもって申請団体に通知するものとする。

（概算払）

第7条 町長は、必要と認めるときは、大口町元気なまちづくり事業助成金交付決定額の範囲内で、大口町元気なまちづくり事業助成金の概算払をすることができるものとする。

- 2 大口町元気なまちづくり事業助成金の交付決定を受けた住民団体（以下「実施団体」という。）は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、大口町元気なまちづくり事業助成金概算払請求書（様式第4）を町長に提出しなければならない。

（変更等の申請）

第8条 実施団体は、助成事業の内容に変更が生じる場合は町長へ協議し、次の各号のいずれかに該当するときは、大口町元気なまちづくり事業助成変更・中止・取下承認申請書（様式第5。以下「変更等承認申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- (1) 主たる内容に変更があり、協議の結果、必要とされるとき。
- (2) 事業を中止又は取り止めようとするとき。
- (3) 大口町元気なまちづくり事業助成金交付決定額の20パーセントを超える変更が見込まれるとき。
- (4) 助成を辞退するとき。

2 前項第1号の規定による変更等承認申請書が提出されたときは、第5条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項の規定中「前条の」とあるのは「第8条第1項第1号の規定による」と、「大口町元気なまちづくり事業助成金交付申請」とあるのは「第8条第1項第1号の規定による申請」と読み替えるものとする。

(変更等の承認)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、大口町元気なまちづくり事業助成変更・中止・取下承認書（様式第6）により実施団体に通知するものとする。

- (1) 前条第2項の審査により、当該助成事業の変更を承認したとき。
- (2) 前条第1項第2号及び第3号の規定による変更等承認申請書が提出され、当該助成事業の変更又は中止を承認したとき。
- (3) 前条第1項第4号の規定による変更等承認申請書が提出されたとき。

(書類の整備)

第10条 大口町元気なまちづくり事業助成金の交付を受けた実施団体は、大口町元気なまちづくり事業助成金の受入れ及び用途を明らかにし、関係する帳簿書類を備えておかなければならない。

2 町長は、助成事業の途中であっても、必要に応じて関係する帳簿書類の提出を求めることができる。

(実績報告)

第11条 実施団体は、助成事業を完了したときは、大口町元気なまちづくり事業助成実績報告書（様式第7。以下「実績報告書」という。）を町長に提出しなければならない。

(確定)

第12条 町長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、大口町元気なまちづくり事業助成金確定通知書(様式第8。以下「確定通知書」という。)により実施団体に通知するものとする。

(請求)

第13条 確定通知書を受けた実施団体は、助成金を速やかに精算し、大口町元気なまちづくり事業助成金請求書(様式第9)を町長に提出しなければならない。

(取消し及び返還)

第14条 町長は、助成金の交付申請に虚偽が認められたとき及び交付決定した内容又はこれに付した条件に違反していると認めたときは、大口町元気なまちづくり事業助成金交付額更正決定通知書(様式第10)により実施団体に通知し、当該助成金の交付を取り消し、若しくは助成金の額を減額し、既に交付した助成金の全部若しくは一部を期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他必要事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、大口町元気なまちづくり事業助成金の交付に関し必要な事項は、町長が定めるものとする。

附 則(平成18年3月30日 大口町告示第40号)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は廃止する。
  - (1) 大口町NPO活動の資金に関する補助金交付要綱(平成13年大口町告示第1号)
  - (2) 大口町元気なまちづくり活動推進要綱(平成15年大口町告示第45号)
  - (3) 大口町元気なまちづくり事業審査委員会設置要綱(平成15年大口町告示第46号)

附 則(平成18年8月18日 大口町告示第40号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成19年8月31日 大口町告示第88号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年12月26日 大口町告示第127号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第18号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日 大口町告示第29号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月1日 大口町告示第78号）

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第47号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 大口町告示第20号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第6条の規定により交付決定を受け実施した事業は、この要綱による改正後の大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）第2条第2項第2号の規定による助成金を受け実施した事業とみなす。
- 3 旧要綱第4条の規定による交付申請は、新要綱第2条第2項第2号の助成金に係る第4条の規定による交付申請とみなす。

別表第1（第2条関係）

対象要件

種 類	初動支援事業助成金	まちづくり支援事業助成金		
対象団体	住民団体	まちづくり団体	地縁団体	地域自治組織 NPO団体
対象事業	団体として初めて行う事業	団体の使命に基づく事業	区域内住民が広く参加できる事業	団体の使命に基づく事業
助成回数	同一事業に対して2回まで (ただし、同一年度2回を上限とする。)	同一事業に対して2回まで		同一事業に対して3回まで
限度額	5万円(助成対象経費の10/10) ※複数の団体に関わり事業を実施する場合は、関わる団体数(申請団体を除く。)に5千円を乗じて得た額を加算する。	30万円(助成対象経費の2/3)		なし
募 集	随時	原則年2回		

備考

- 1 同一事業において、初動支援事業助成金及びまちづくり支援事業助成金の申請を同時にすることは出来ない。
- 2 まちづくり支援事業助成金は、初動支援事業助成金を受けたことがある事業について申請することは出来ない。

別表第2（第3条関係）

対象経費

種類	初動支援事業助成金	まちづくり支援事業助成金	
対象団体	住民団体	地縁団体 まちづくり団体	地域自治組織 NPO団体
要役員			スタッフの実費弁償
諸経費			事務所等の経常経費 (事務総額の30%以内)
謝礼	講師・協力者、通訳、翻訳原稿料など		
交通費	講師・協力者、通行料など		
消耗品費	資材、事務用品、燃料費など		
印刷費	ポスター、チラシ、写真などの現像代		
通信費	電話料、切手代、郵送料		
使用料・賃借料	会場使用料、機材等賃借料		
保険料	行事保険料		
会議費	打合せにかかる経費		

別表第3（第5条関係）

審査項目

審査項目	説 明	地縁団体 まちづくり団体	地域自治組織 NPO団体
公益性	多くの人が参画又は参加ができる機会があり、公共的なサービスとして利益を還元できる。	○	○
地域性	地域の問題や課題を捉えていて、その解決策、対処策として受け入れられている。	○	○
発展性	団体の活動がより活発になり、相乗効果として、新たな事業展開や人づくりなどに発展していく可能性がある。	○	○
先駆性	新しい取組であり、独創的な工夫がみられる。	○	○
自立性	事業の計画、実施、会計処理や団体の運営にあたり、自主的な活動ができる。		○
貢献性	社会サービスの担い手となり、地域へ成果の広がりが期待できる。		○
公開性	事業実施の内容、団体の運営などがきちんと公開され、透明性が保たれている。		○

備考

複数団体で事業を行う場合は、関わる団体に応じた項目で審査する。